

現代法律學全集 41

金融法

青林書院

序

本書の著者である木内宜彦教授は、昭和六三年八月二七日、四十五歳で夭折した。多くの研究の夢を残して、世を去った本人の心奥の苦渋は察するに余りあるが、中央大学関係者にとっても、ことに、小生の門下にある人々にとっても、彼の急逝は破天荒の衝撃であり、限らない痛恨の念と、名状し難い虚脱感を、未だに拭い去ることができない

この度、青林書院から、木内君の遺稿を生かして、「金融法」（現代法律学全集41）を世に送りたいという好意ある申し出があり、師弟関係の責任上、これを御受けすることとした。幸い、遺稿の大部分は、生前にゲラになっており、また、この仕事については、専ら大学の研究室で筆を進めていた関係で、御遺族の諒解を俟って、比較的容易に遺稿を拾集することができた。几帳面な故人のこととて、細かく章、節、款を立てており、原稿のごく一部の欠落を確定する作業も難かしくはなかった。欠落部分については、故人の論述しなかった内容を推し量るほかに術はないので、出過ぎた論及は控え、該当項目について一通りの概説を補うに止める一方、全体の構成上、どうしても不可缺少な項目を新たに追加して解説し、さらに、遺稿の全体にわたって、文脈を調整するとともに、引用資料を補正した。

右の作業については、丸山秀平（中央大学教授・木内ゼミOB）、伊藤寿英（高崎経済大学専任講師）、椋川泰史（中央大学大学院博士後期課程在学）、田中千絵（中央大学大学院博士前期課程修了）、の各氏の協力を得ることができ、ことに、木内君の門下生であった椋川君には、遺稿の整理、全体の調整、資料の補正、校正、索引の作成など、すべてにわたって献身的な助力を頂いた。

遺稿の整理中に、ワープロのフロッピーから、「金融法の執筆が遅々として進まない言い訳」と題する次の一文がCPUに走った。病苦を背負って、執筆の遅延を焦慮する心奥の葛藤が滲み出ている。故人の「はしがき」に代えて、原文のまま、ここに収録することとしたい。

「ある出版社の法律学全集の「金融法」の執筆を引き受けてから何年になるだろうか。私が無謀にもこの執筆を引き受けていることを知っている研究者仲間から、ときどきその進捗状況をたずねられる。無言で首を振る私をみつめるその顔には、憐れみの表情がありありと見える。今のこの時期に「金融法」の体系書を著すなんて、と。

私が執筆を始めたのは、まだ昭和五六年の銀行法改正前のことであった。新しい銀行法ができる前にとりあえず体系書を作っておこうと気負いこんで執筆を始めた。銀行制度についての一章と、普通預金についての一節と、貸付についての一章を一気呵成に書き進めた。ちょうどその時期在外研究の順番が回ってきて西ドイツへ出かけることになってしまった。在外研究を続けながらもできるだけ書き続けていくつもりで、大量の書籍とコピーを西ドイツへ送った。しかしこれは無駄な費用を支出するだけに終わってしまった。夢中でドイツ語をしゃべり、訳し、書いていると、日本語の文章を書くことがいかに億劫なものとなるか、海外の経験をお持ちの方であれば、理解していただけるだろう。そして私が日本に帰ってきて、その直後に銀行法が新しくなってしまった。まあしかし、ここまでは個人的な言い訳であり、これは執筆の遅れに対する出版社と期待して待っていてくれた読者に向けて、本のしおりにでも書いておくものだろう。

それから五年、たしかに「金融法」については勤勉ではなかったが、しかしそのために机に向かわなかったわけではない。私の研究室の机はそれからずっと「金融法」のためにとっておかれ、その他の仕事はすべて自宅のワープロに回された。書き始めては途中で中断する。それは、資料を集めれば集めるほど何をどこへ収めればよいのか迷いだしてしまふ。基本になる法律がない。銀行法は柱にするにはあまりに業法としての性格が強すぎる。………〈絶筆〉」

晩年の故人は、病いを秘して、憑かれたように、筆を走らせ（病没前の数年の執筆量は驚異的である）。また、倒れるまで、学生に講じ続けた。今、故人が公刊を期しつつ果たせなかった本書を、吾人の手により曲りなりにも世に送ることは、故人の限らない執念の一部を結実させ、その魂を鎮める最もふさわしい儀式であると確信している。

最後に、このようなかたちで、故人の遺志を実現させて下さった、青林書院の逸見俊吾社長、および足助正策編集長に、深甚の謝意を表して、擱筆する。

平成元年六月

中央大学教授 高窪 利一

序

目次

序

第一章 序論

第一節 金融法の意義	三
------------	---

一 緒言	三
------	---

二 金融の仕組みと金融法	四
--------------	---

三 金融法の構成	七
----------	---

第二節 金融法の法願	九
------------	---

一 緒言	九
------	---

二 制定法	一〇
-------	----

三 制定法以外の法源	一二
------------	----

第三節 金融法の特色と課題	一六
---------------	----

一 金融法の特色	一六
----------	----

二 金融法の課題	一九
----------	----

目次

第二章 金融制度

第一節 総説	三
--------	---

一 金融制度と金融法	三
------------	---

二 業務分野の調整	二四
-----------	----

三 金融制度の沿革	三
-----------	---

第二節 金融機関	四
----------	---

第一款 序説	四
--------	---

一 緒説	四
------	---

二 金融機関の分類	四
-----------	---

第二款 日本銀行	四
----------	---

一 中央銀行としての日本銀行	四
----------------	---

二 日本銀行の組織	四
-----------	---

三 日本銀行の業務	五
-----------	---

第三款 銀行	五
--------	---

一 銀行の意義	五
---------	---

二 銀行の組織	五
---------	---

三 銀行の業務	五
---------	---

四	銀行の經理	六
第四款	長期金融機關	三
一	緒説	三
二	長期信用銀行	四
三	信託銀行	六
第五款	外国為替・貿易金融機關	七
一	緒説	七
二	外国為替銀行	六
第六款	中小企業・庶民金融機關	九
一	緒説	九
二	相互銀行	七
三	信用金庫・信用金庫連合会	七
四	信用協同組合・信用協同組合連合会	七
五	商工組合中央金庫	九
六	労働金庫・労働金庫連合会	八
七	質屋	三
八	貸金業者	四
第七款	農林漁業金融機關	五

目次

一 緒説	一五
二 組合組織の農林漁業金融機関	六
二 農林中央金庫	八
第八款 特殊金融機関	九
一 緒説	九
二 短資会社	三
三 証券金融会社	三
四 信用保証協会	六
五 中小企業投資育成株式会社	七
第九款 政府関係金融機関	九
一 緒説	九
二 日本開発銀行・日本輸出入銀行	一〇
三 公庫	一〇
四 財政投融资	一〇
五 郵便局	一一
第一〇款 手形交換所	一一
一 緒説	一一
二 手形交換所の組織	一二

第三節 金融活動の規制	二四
-------------	----

一 緒説	二四
------	----

二 預金者保護・信用秩序の維持	二六
-----------------	----

三 役員に対する規制	三二
------------	----

四 合併・営業譲渡・転換	三三
--------------	----

第四節 金融政策の実現	三五
-------------	----

一 総説	三五
------	----

二 金利政策	三六
--------	----

三 公開市場操作	三九
----------	----

四 準備預金制度	三一
----------	----

五 その他の政策手段	三三
------------	----

第三章 銀行取引

第二節 総説	三四
--------	----

第一款 序説	三四
--------	----

一 銀行取引の意義	三四
-----------	----

二 銀行取引の種類	三九
-----------	----

三 銀行取引の通則	四一
-----------	----

目次

四 銀行の秘密保持義務	一四四
-------------	-----

第二節 預金取引

第一款 総説	一五一
--------	-----

一 緒説	一五一
------	-----

二 預金の経済的機能	一五三
------------	-----

三 預金の種類	一五四
---------	-----

第二款 預金契約	一六〇
----------	-----

一 緒説	一六〇
------	-----

二 預金の成立	一六三
---------	-----

三 預金者の認定	一七四
----------	-----

四 預金債権の変動	一八一
-----------	-----

五 預金債権の消滅	一八八
-----------	-----

第三款 定期預金	二〇六
----------	-----

一 意義	二〇六
------	-----

二 種類	二〇六
------	-----

三 定期預金契約	二一〇
----------	-----

第四款 当座預金	二二二
----------	-----

一 当座預金の意義	二二二
-----------	-----

二	当座勘定契約	二二
三	当座預金契約	二四
四	手形交換	二六
第五款	預金関連取引	三〇
一	緒説	三〇
二	自動口座振替	三〇
三	定期預金等担保普通貸越（総合口座取引）	三三
第六款	定期積金	三二
一	定期積金の意義	三二
二	定期積金契約	三三
三	定期積金の譲渡・差押	三三
第三節	貸出取引	三四
第一款	総説	三四
一	緒説	三四
二	貸出取引に対する法規制	三五
三	銀行取引約定書	三六
第二款	貸付	五一
一	緒説	五一

目次

二 証書貸付	二五三
三 手形貸付	二六三
四 商業手形担保貸付	二六九
五 当座貸越	二七三
第三款 手形割引	二七六
一 手形割引の意義	二七六
二 割引手形の種類	二八一
三 手形割引の法的性質	二八三
四 手形割引の法律関係	二八五
五 手形買戻請求権	二八八
第四款 保全・回収	二九三
一 緒説	二九三
二 債権の保全	二九四
三 期限の利益喪失約款	二九七
四 差引計算	三〇三
第五款 担保・保証	三〇八
一 緒説	三〇八
二 担保の種類	三〇九

三 担保権の設定	三二
第四節 為替取引	三六
第一款 総説	三六
一 為替取引の意義	三六
二 為替の種類	三八
三 為替の法律關係	三九
四 全国銀行内國為替制度	三一
第二款 送金	三三
一 総説	三三
二 普通送金	三四
三 電信送金	三八
四 国庫送金	三一
第三款 振込	三三
一 総説	三三
二 振込の法律關係	三三
第四款 代金取立	三六
一 総説	三六
二 代金取立の法律關係	三七

目次

三	代金取立の組戻り	三四〇
第五節	付随取引	三四一
一	緒説	三四一
二	支払承諾	三四二
三	有価証券の貸付	三四六
四	金銭出納事務の取扱い	三四七
五	保護預り	三四九
六	両替	三五二
事項索引		

現代法律學全集
金融法

